

# 広島県信用保証協会常勤役員報酬等規程

(平成20年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、広島県信用保証協会の常勤役員（以下「役員」という。）の給与支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給する報酬等の種類)

第2条 役員には、報酬、賞与及び通勤手当を支給する。

(報酬等の額及び支給方法)

第3条 役員に支給する報酬及び賞与の額及び支給方法は、会長が別に定める。

2 役員に支給する通勤手当の額及び支給方法については、広島県信用保証協会給与規程（平成22年4月1日制定）第20条の規定を準用する。

(報酬等の調整)

第4条 会長は、特別の事情がある場合においては、前第2条の規定にかかわらず、役員に支給する報酬等について、特別な定めをすることができる。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 改正後の広島県信用保証協会常勤役員報酬等規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成22年4月1日から適用する。
- 3 平成22年4月から平成22年6月までの間に支給した本俸、役員手当及び業務手当は、改正後の規程の規定による報酬の内払いとみなす。